

「福島復興再生基本方針（案）に対する県知事意見」への回答

「1. 本方針に基づく施策の実施に必要な予算の確保」について

- 福島では、東日本大震災への直接的な対応にとどまらず、令和元年東日本台風等や今般の新型コロナウイルス感染症、さらには令和3年及び令和4年に発生した福島県沖を震源とする地震等の対応が続いていることや、福島全域にわたる特殊な事情を踏まえ、福島復興再生基本方針（以下「基本方針」という。）に盛り込んだ取組を着実に実施するとともに、これらの実施に必要な予算を確保してまいります。

「2. 避難指示・解除区域の復興及び再生」について

- 避難指示・解除区域の復興及び再生については、基本方針第2部に基づき、貴県及び県内市町村と連携し、原子力災害被災12市町村における営農再開の加速化、被災者の心身のケア、風評払拭、移住等の促進、交流人口・関係人口の拡大等の取組を進めてまいります。
- ALPS処理水の取扱いについては、令和3年12月に策定した「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」に基づき、関係省庁が連携して各取組を着実に進めてまいります。
- 中間貯蔵施設については、基本方針第3に盛り込んだ取組を進めてまいります。また、法律に定められた30年以内の県外での除去土壌等の最終処分については、全国での理解醸成活動や再生利用に向けた実証事業を推進しつつ、2024年度までに最終処分場の

必要面積や構造について、実現可能ないくつかの選択肢を提示し、2025年度以降に最終処分地に係る調査・検討を進めてまいります。

- 帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域については、基本方針第4に基づき、各町村の認定計画に定められた避難指示解除の目標時期を目指して、引き続き、地元の声も丁寧に伺いながら、除染や家屋等の解体、公的住宅・商業施設・診療所・交流施設の整備などの生活環境整備を進めてまいります。

また、特定復興再生拠点区域外については、昨年8月に決定した基本的方針に基づき、2020年代をかけて帰還意向のある住民が帰還できるよう、現在政府として、各自治体の役場、議会、行政区長等に今後の進め方について御相談させていただいているところであり、まずは帰還意向確認を丁寧かつできるだけ早期に行うことができるよう取り組んでまいります。引き続き、各自治体の個別の課題や要望を丁寧に伺いながら、避難指示解除に向けた取組を進めてまいります。

「3. 福島全域での安心して暮らすことのできる生活環境の実現」について

- 御指摘の事項については、基本方針第6に盛り込んだ取組を進めてまいります。住民の個人線量の把握・管理、放射線相談員による相談体制の維持、風評払拭・リスクコミュニケーションの推進、除染後のフォローアップの実施等の取組を通じて、個人が受ける追加被ばく線量を、長期目標として年間1ミリシーベルト以下になることを目指してまいります。

「4. 福島イノベーション・コースト構想の推進等」について

- 御指摘の事項については、基本方針第 8 に盛り込んだ取組に基づき進めてまいります。

福島国際研究教育機構が世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」となるよう、新産業創出等研究開発基本計画等を策定するとともに、速やかに施設整備や研究開発等に着手し、福島国際研究教育機構基本構想の早期の具現化を図ってまいります。

「5. その他福島復興及び再生を推進するための措置」について

- 廃炉・汚染水・処理水対策については、基本方針第 1 に盛り込んだとおり、引き続き、国が前面に立って、福島復興に不可欠な廃炉を、東京電力が、厳しい安全確保を徹底しながら、着実に実施していけるよう、国として、しっかりと指導してまいります。

また、ALPS 処理水の処分については、「ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」に基づき、地元自治体や農林水産業者・観光業者等の皆様に対して丁寧な説明を重ね、科学的根拠に基づく情報発信を行ってまいります。加えて、事業者の方が安心して事業を継続することができるよう販路開拓への支援やセーフティネットの充実など風評対策にもしっかりと取り組みます。

特に水産業については、水産物や周辺海域の放射性物質モニタリング検査の結果を踏まえながら、水揚量の増大に資する取組、販路の回復・開拓などの取組を支援するなど、生産から流通・消費に至る総合的かつ強力な対策を講じてまいります。

また、御指摘の、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に資する取組の支援、鳥獣被害対策、風評対策、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や 2025 年日本国際博覧会等の機会

をいかした世界への発信、福島県復興祈念公園の支援、東日本大震災・原子力災害伝承館を核とした交流拡大・情報発信、貴県及び県内市町村への人材面での支援等について、適切に取り組んでまいります。

- また、福島の復興及び再生には中長期的対応が必要であることから、第2期復興・創生期間においても、引き続き、国が前面に立って取り組んでまいります。